

新

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			
			(ア) 中学生以下	(イ) 女性	(ウ) 身体障害者	(ア)(イ)(ウ) 欄以外の者
あゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、ころ釣)	1日	略	略	略	略
		1年	無料	7,500円	7,500円	15,000円
	わき投げ	1年	略	略	略	略
こい ふな いwana やまめ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略
もくずがに	たも網	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略

旧

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			
			(ア) 中学生以下	(イ) 女性	(ウ) 身体障害者	(ア)(イ)(ウ) 欄以外の者
あゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、ころ釣)	1日	略	略	略	略
		1年	無料	6,000円	6,000円	12,000円
	わき投げ	1年	略	略	略	略
こい ふな いwana やまめ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略
もくずがに	たも網	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略